

芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト（個人型）」 再募集に関する Q&A

1	よくある質問	P1
2	事業目的について	P4
3	対象者について	P4
4	対象作品について	P7
5	個人登録について	P8
6	企画応募について	P9
7	動画作品制作について	P10
8	支払いについて	P11
9	配信について	P12
10	その他	P12

1 よくある質問

（対象者について）

Q 1－1 プロフェッショナルであることの要件は何ですか。どのように判断するのですか。

A 1－1 個人登録の「主な芸術文化活動の履歴」欄に記載された内容から、「過去 1 年以上継続して主に芸術文化活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方及び当該公演・展示等の制作に携わっている方」であるかを判断します。できるだけ具体的に記載してください。記載例については、個人登録の際の入力フォーム・記載例をご参照ください。

Q 1－2 「国又は地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している団体に所属してい

る者」は対象外とのことですが、非常勤で出演したことがある者や助成金を受けたことがある者は対象外となりますか。

A 1 - 2 いわゆる常勤職員以外の、非常勤職員、非常勤講師、アルバイトとして従事している場合は対象外にはなりません。また、補助や助成を受けていても対象外にはなりません。

（個人登録について）

Q 1 - 3 個人登録について、登録期間中に受付を終了することがありますか？

A 1 - 3 登録期間中において、途中で受付を終了することはありませんが、6 月 24 日（水）は 18 時をもって入力途中の方がいても受付を終了します。必ず 18 時までに登録を完了してください。

なお、登録人数が募集人数を上回った場合には、抽選を行います。抽選を行う場合は、専用サイトにおいて事前にお知らせします。抽選結果については、同専用サイトにおいて当選した方の申請番号により発表し、メールでのお知らせはいたしません。各自でご確認いただきますようお願いいたします。

（企画応募について）

Q 1 - 4 募集要項上の対象者に該当しない人（都外在住で都内を活動拠点としないアーティスト、5 月の募集において既に ID を取得している人など）が動画に出演又はスタッフとして参加することはできますか？また、可能な場合、その人も個人登録をする必要はありますか？

A 1 - 4 募集要項上の対象者に該当しない方が動画に出演又はスタッフとして参加することは可能ですが、対象者に該当しない方には、出演料相当は支払われませんので、個人登録の必要はありません（本年 5 月 15 日の本事業の募集において既に ID を取得されている方（対象者の要件確認において ID を無効化されていない方）については、企画応募の有無に関わらず本再募集の対象外となり、個人登録及び企画応募をすることはできません。）。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めていただくため、グループの人数は再募集募集要項上の対象者に該当しない方も含めて 10 名以内にしてください。

Q 1 - 5 複数の企画を応募することはできますか。いくつかのグループから参加の誘いがきているが、複数の企画書の「企画応募者」欄に名前と ID を載せられますか。

A 1 - 5 一人 1 件のみに限り応募することができます。そのため、「企画応募者」欄に名前と ID を記載できるのは 1 つの企画書のみとなります。重複して応募した方は、10 万円をお支払いできません。なお、支払いの対象とはなりませんが、「企画応募者」欄に名前と ID を記載せずに複数のグループに参加することはできます。記載例については、企画応募の際の入力フォーム・記載例をご参照ください。

※複数記載（応募）したいとのご意見をいただきましたが、公平性や審査の迅速性などの観点から一人 1 件のみに限っての応募とさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

Q 1 - 6 企画のテーマや内容に指定はありますか。企画書はどのように記載すればよいですか。

A 1 - 6 再募集 募集要項及び応募規約に基づく要件を満たしていれば、テーマや内容の指定はありません。企画書の「企画内容・コンセプト」欄に、作品の内容やコンセプト、再募集 募集要項及び応募規約にあっているか、具体的にお書きください。記載例については、企画応募の際の入力フォーム・記載例をご参照ください。

Q 1 - 7 過去に制作した作品や公演した映像に解説を加えて編集しても対象になりますか。

A 1 - 7 新たな動画作品であれば、対象となります。企画書の「企画内容・コンセプト」欄に新たな作品であることがわかるよう、工夫した点などをお書きください。記載例については、企画応募の際の入力フォーム・記載例をご参照ください。

（配信について）

Q 1 - 8 配信された動画作品を自分でも公表したり、販売したりすることはできますか。

A 1 - 8 「アートにエールを！東京プロジェクト」のサイトに掲載された後であれば、ご自分で公表、販売等を行うことを妨げるものではありません。応募作品の著作権は全て応募者に帰属します。

2 事業目的について

Q 2 - 1 この事業の目的について教えてほしい。

A 2 - 1 文化の灯を絶やさないための対策として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティストやスタッフ等が制作した作品を Web 上に掲載・発信する機会を設けることにより、アーティスト等の活動を支援するとともに、在宅でも都民が芸術文化に触れられる機会を提供します。

3 対象者について

Q 3 - 1 対象者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ない方とあるが、活動を自粛せざるを得ないことについて証明書などの提出は必要ですか。

A 3 - 1 応募に当たり、証明書などの提出は求めませんが、個人登録時に、新型コロナウイルス感染症に伴う、ご自身の活動への影響についてできるだけ具体的に記載してください。

Q 3 - 2 対象分野について、募集要項に記載された分野しか対象にならないのですか。

A 3 - 2 芸術文化活動であれば、例示した分野以外でも対象になります。なお、応募に当たっては、再募集 募集要項に定める以下の要件等を満たしていただく必要があります。詳しくは、再募集 募集要項をご確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ないプロフェッショナルの方であること。
- ・過去 1 年以上継続して、主に芸術文化活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方及び当該公演・展示等の制作に携わっている方であること。

Q 3 - 3 プロフェッショナルであることについて、芸術文化活動による報酬を得ていれば、プロフェッショナルに該当しますか。

A 3 - 3 プロフェッショナルについては、過去 1 年以上継続して、主に芸術文化活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方及び当該公演・展示等の制作に携わっている方となります。

Q 3 - 4 ピアノ教室や、書道教室などの収入により生計を維持している場合、応募することはできますか。

A 3 - 4 主に芸術文化活動に係る収入により生計を維持しているだけでなく、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方又は当該公演・展示等の制作に携わっている方であることを対象者の要件の一つとしています。そのため、例えばピアノ教室などでの指導だけでは、応募対象とはなりません。

Q 3 - 5 過去 1 年以上継続して、プロとして活動していなければならないとありますが、証明書などの提出は必要ですか。

A 3 - 5 応募に当たり、証明書などの提出は求めませんが、個人登録時に、直近 3 年以内の活動履歴について記載してください。当該活動履歴から過去 1 年以上継続して活動していることを判断いたします。

Q 3 - 6 直近 1 年間は、プロとしての活動を休止していました。この場合、対象になりますか。

A 3 - 6 過去 1 年以上継続して、プロフェッショナルとして芸術文化活動を行っていることを対象者の要件の一つとしています。原則、直近 1 年間に於いて活動をしていなかった方は応募対象とはなりません。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ないプロフェッショナルの方であることも対象者の要件の一つとしています。

Q 3 - 7 活動拠点について、「都内を主な活動拠点にしていること」の証明書などの提出は必要ですか。

A 3 - 7 応募に当たり、証明書などの提出は求めませんが、個人登録時に、都内を主な活動拠点にしていることが分かるよう、活動履歴について公演・展示等の会場などを含めできるだけ具体的に記載してください。

Q 3 - 8 活動拠点について、海外を主な活動拠点にしていますが、対象になりますか。

A 3 - 8 都内居住者の方であれば、対象になります。

Q 3 - 9 外国人も対象になりますか。

A 3 - 9 都内居住者又は都内を主な活動拠点にしているアーティスト等であれば、国籍は問いません。

Q 3 - 10 応募に当たり、年齢要件はありますか。

A 3 - 10 年齢要件はありませんが、主に芸術文化活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方及び当該公演・展示等の制作に携わっているプロの方が対象となります。

Q 3 - 11 日頃から YouTube 上で芸術文化活動を行っているが、対象になりますか。

A 3 - 11 再募集 募集要項に定める要件を満たしていれば対象になります。ただし、本事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティスト等を対象としています。また、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行っていることなども要件の一つとなっています。詳しくは、再募集 募集要項をご確認ください。

Q 3 - 12 5 月の募集において既に応募済みですが、今回新たに応募することはできますか。

A 3 - 12 本年 5 月 15 日の本事業の募集において既に ID を取得されている方（対象者の要件確認において ID を無効化されていない方）については、企画応募の有無に関わらず本再募集の対象外となり、個人登録及び企画応募をすることはできません。ただし、出演料相当の支払対象外として、動画作品に出演又はスタッフとして参加していただくことは可能です。

4 対象作品について

Q 4 - 1 過去に公演したことがある曲を演奏し、新作として応募することはできますか。

A 4 - 1 今回、新たに演奏等して動画作品を制作する場合は、ご応募いただけます。

Q 4 - 2 「制作物等の販売活動を主な目的とするもの」は対象外とありますが、動画で発表した作品は販売できないのですか。

A 4 - 2 販売を制限するものではありませんが、販売活動を主な目的とする作品は対象外となります。

Q 4 - 3 既存作品で 11 名以上が参加した作品をもとにする場合は、令和 2 年 3 月 23 日以前に制作された作品であることとされていますが、なぜ令和 2 年 3 月 23 日なのですか。

A 4 - 3 令和 2 年 3 月 23 日に都としての「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針」を公表し、いわゆる「3 密」を避けるための行動を東京都から都民の皆様へお願いしているためです。

Q 4 - 4 使用楽曲等の著作権関係の処理は、東京都などでやってくれますか。

A 4 - 4 著作権等権利関係については、応募者ご自身でご対応いただきます。なお、応募作品の著作権は全て応募者に帰属します。

（参考）

動画作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。YouTube では、一般社

団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、YouTube にご確認ください。

5 個人登録について

Q 5 - 1 個人登録をすると、すぐに ID が付与されますか。

A 5 - 1 ID は登録内容の確認後、対象者の要件を満たす方に付与します。個人登録から ID 付与までの流れは以下のとおりです。

- ① 個人登録（登録フォームへの入力）
- （② 登録人数が募集人数を上回った場合には抽選を実施）
- ③ 登録内容確認
- ④ 対象者の要件を満たす方に ID を付与

Q 5 - 2 ID が付与されない場合は、連絡が来ますか。

A 5 - 2 個人登録が完了すると申請番号を登録フォームの画面上に表示するとともに、事務局からメールでもお知らせします。その後、登録内容の確認を行い、対象者の要件を満たさない方にはその旨メールでお知らせします。

なお、個人登録において登録人数が募集人数を上回った場合には、抽選を行います。抽選を行う場合は、専用サイトにおいて事前にお知らせします。抽選結果については、同専用サイトにおいて当選した方の申請番号により発表し、メールでのお知らせはいたしません。各自でご確認いただきますようお願いいたします。

Q 5 - 3 家族や親族がそれぞれ個人登録をして応募してもいいですか。

A 5 - 3 各人がプロフェッショナルとして活動していて、再募集 募集要項に定める要件を満たす場合は、個人登録の上、ご応募いただけます。

6 企画応募について

Q 6 - 1 複数の企画に応募することはできますか。

A 6 - 1 一人 1 件のみに限り応募することができます。個人又は 10 名以内のグループとしてご応募ください。

Q 6 - 2 グループで応募しようと思っているが、個人毎に企画に応募する必要がありますか。

A 6 - 2 グループとして応募する場合は、代表者を一人決め、その代表者の方が企画をご応募ください。なお、その際、グループ構成員全員（10 名以内）の ID とお名前をご記入いただきます。

Q 6 - 3 いくつかのグループから参加の誘いがきているが、複数のグループに参加しても問題ないですか。

A 6 - 3 複数のグループに参加することはできますが、構成員（支払いの対象）になることはできません。なお、支払いの対象とならない参加者を含む場合でも、全体で 10 名以内で制作してください。

Q 6 - 4 5 月の募集において既に個人登録をしている人たちとグループを組んで応募してもいいですか。

A 6 - 4 本年 5 月 15 日の本事業の募集において既に ID を取得されている方（対象者の要件確認において ID を無効化されていない方）については、企画応募の有無に関わらず本再募集の対象外となります。そのため、当該規定に該当する方については、グループに参加（出演料相当の支払対象外として、動画作品に出演又はスタッフとして参加）することはできますが、構成員（支払いの対象）になることはできません。

Q 6 - 5 企画の審査はどのような観点で行われるのですか。

A 6 - 5 ご応募いただいた企画は、外部の有識者等も加わり審査を行います。審査は、再募集 募集要項及び応募規約に基づく要件を満たしているかについて行います。

Q 6 - 6 企画の採択は先着順で決まるのですか。

A 6 - 6 ご応募いただいた企画は、外部の有識者等も加わり審査を行います。企画応募の順番が審査に影響することはありません。

Q 6 - 7 審査にはどのくらい期間がかかりますか。

A 6 - 7 審査は、応募状況にもよりますが、企画応募をいただいてから順次速やかに進めてまいります。

7 動画作品制作について

Q 7 - 1 企画応募した内容と違う動画作品を提出することはできますか。

A 7 - 1 できません。なお、やむを得ない事情により、企画応募時からグループ構成員を変更等する場合は、事前に事務局まで連絡をお願いします。

Q 7 - 2 グループ構成員で集まって動画を撮影することはできますか。

A 7 - 2 動画作品の制作に当たっては、オンラインを活用するなどいわゆる「3密」を避け、換気、手洗い、うがいを徹底する等、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めていただくことを前提に、複数の方が集まって撮影することは可能です。

Q 7 - 3 動画中に自己の活動の PR を入れてもいいですか。

A 7 - 3 可能です。クレジットタイトルも表示していただいて差し支えありません。ただし、ご自身の活動

の宣伝・告知が主な内容となる動画作品については、対象外となる場合がありますのでご注意ください。

Q 7 - 4 グループの構成員は必ず動画に登場しなければならないのですか。

A 7 - 4 本支援の対象者にはスタッフ等の方も含まれますので、動画作品中に登場しなくても差し支えありません。それぞれの専門分野・職種を活かす形でご参加ください。

Q 7 - 5 事業のプロジェクト名（「アートにエールを！」）を動画の中のどこかで表現するとありますが、どうすればよいのですか。

A 7 - 5 動画の中のどこかで自由に表現していただくようお願いします。事務局から提供させていただく「アートにエールを！」のロゴを表示していただくだけでも差し支えありません。

8 支払いについて

Q 8 - 1 出演料相当の10万円について、源泉徴収はされますか。

A 8 - 1 本事業でお支払いする出演料相当は、源泉徴収の対象となります。10万円から、所定の税率により源泉徴収した金額をお振込みいたします。なお、一定の要件を満たす方については、確定申告により還付される場合があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

Q 8 - 2 口座について、他人の口座や、事務所の口座を指定することはできますか。

A 8 - 2 応募者ご本人の口座へのお振込に限らせていただきます。

Q 8 - 3 グループの場合、各個人の口座ではなく、グループ代表者にまとめて支払ってもらうことはできますか。

A 8 - 3 グループの場合でも、グループ構成員各人の個人口座にお支払いさせていただきます。

Q 8 - 4 支払いはいつ頃行われますか。

A 8 - 4 動画作品の内容確認後、支払い手続を経て 7 月下旬から順次お支払いさせていただく予定です。

9 配信について

Q 9 - 1 動画は、いつ頃配信されますか。

A 9 - 1 動画作品の内容確認後、できるだけ速やかに配信する予定です。

10 その他

Q 10 - 1 次回の募集の予定はありますか。

A 10 - 1 「アートにエールを！東京プロジェクト（個人型）」については、次回の募集の予定はありません。